

徳島県告示第五百十三号

徳島中央広域連合から申請のあった徳島中央広域連合規約の変更については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定に基づき、令和二年八月六日許可した。

令和二年八月十四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門